

新潟薬科大学後援会会則

(名称)

第1条 本会は、新潟薬科大学後援会と称する。

(組織)

第2条 本会に、新潟薬科大学に設けられる学部ごとに分会を置く。

2 本会の事務所は、新潟薬科大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、新潟薬科大学（以下「本学という。」）における教育、研究の向上発展のために、協力し、併せて会員と大学との連絡調整をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の勉学、厚生、課外活動等に必要な経費の補助
- (2) 本学における教育、研究を助成するために必要な経費の補助
- (3) 学生の就職斡旋に対する協力とそれに必要な経費の補助
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項における共通事業は、其々協議・連携して行うものとする。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 在学生の正保証人である者及び卒業生の父兄のうち正会員を希望する者
- (2) 特別会員 本学の教職員として勤務する者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 委員 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 若干名

2 本会に、副会長を置くことができる。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。ただし、会長に事故等あるときは、本会則第10条に定める顧問のうち、本学の学長がその職務を代行する。
- (2) 副会長 会長を補佐するとともに、分会長となり、各分会の会務を行う。

- (3) 委員 本会の事業を審議運営する。
- (4) 監事 本会の事業及び会計を監査する。
- (5) 幹事 本会の事務を処理する。

(役員を選出)

第8条 会長は、正会員の中から役員会において選出する。

- 2 副会長を置く場合には、各分会正会員の中から役員会において選出する。ただし、担当する分会長の職務は、会長が委嘱する。
- 3 委員及び監事は、正会員の中から会長が委嘱する。
- 4 幹事は、会員又は本学事務部職員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のための役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(顧問)

第10条 本会に、会長の委嘱により顧問若干名を置く。

- (1) 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。
- (2) 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集してその議長となる。

- 2 前項の場合において、議長は、会議の招集が困難と認めるときには、郵送等により書面を用いて意思を確認する方法（書面表決）、又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（オンライン）を活用して会議を開催することができる。
- 3 各分会には、分会総会及び分会役員会を置き、分会長が招集してその議長となる。

(総会)

第12条 総会は、会長が必要と認めたとときに開催し、本会の運営方針について意見交換を行う。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認めたとときに開催し、次の事項を審議決定する。また、分会長は、分会に係る事項で審議決定を必要と認めたととき、分会役員会を開催することができる。

- (1) 総会において附議された事項
- (2) 予算、決算、本会及び分会の事業計画の立案及び運営に関する事項
- (3) 各分会の予算案の作成及び執行に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

- 2 役員会は、正会員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 前項の場合において、委任状（電磁的方法による場合を含む。）をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 4 役員会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会費等）

第14条 本会の会費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費の額は、施行細則に定める。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（会計報告）

第16条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に収支に関する決算書（事業報告書を含む）を作成し、監事に提出して監査を受ける。その後、役員会に報告し、承認を得るものとする。

（施行細則）

第17条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月9日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成元年4月8日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成14年4月3日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年4月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和4年7月11日から施行する。

新潟薬科大学後援会会則施行細則

第1条 会長は、新潟市在住の正会員とする。

第2条 委員は、正会員の中から各学部（分会）各学年2名をそれぞれ委嘱する。

第3条 幹事には、本学の事務部長を補佐する職にある者若干名を充てる。

第4条 顧問は、本学の学長、各学部長、学生支援総合センター長、各学部の学生委員長、事務部長及びその他必要と認めた者に委嘱する。

第5条 正会員の会費は、年額10,000円とし、年度始めに納入することを原則とする。

2 賛助会員の会費は、1口10,000円とし、毎年1口以上納入しなければならない。

附 則

この施行細則は、平成8年4月6日から施行し、平成8年4月1日に適用する。

附 則

この施行細則は、平成14年4月3日から施行し、平成14年4月1日に適用する。

附 則

この施行細則は、平成21年4月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この施行細則は、平成27年6月9日から施行する。ただし、正会員の会費については、平成28年度徴収分から適用する。

附 則

この施行細則は、平成29年6月16日から施行する。ただし、正会員の会費については、平成30年度徴収分から適用する。

附 則

この施行細則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、正会員の会費については、令和3年度徴収分から適用する。

附 則

この施行細則は、令和3年7月12日から施行する。ただし、正会員の会費については、令和4年度徴収分から適用する。

附 則

この施行細則は、令和4年7月11日から施行する。